

「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業（復興支援・住宅エコポイント事業）」  
におけるエコポイント交換商品等の募集（第2次）について（募集要項）

平成24年1月  
国土交通省・環境省  
住宅エコポイント事務局

## 1. 趣旨

平成23年度第三次補正予算に基づき実施する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」（以下、「復興支援・住宅エコポイント事業」という。）は、地球温暖化対策の推進に資する住宅の省エネ化、住宅市場の活性化、東日本大震災の被災地復興支援を図るため、省エネ性能の高い住宅（以下、「環境対応住宅」という。）の新築又は環境対応住宅とするための改修に対して、復興支援・住宅エコポイントを発行し、そのポイントと様々な商品等を交換できるようにする事業です。

今般、復興支援・住宅エコポイントの交換商品及びその提供事業者について第2次の募集を行います。

第2次募集期間 平成24年1月20日（金）～2月10日（金）

※ 復興支援・住宅エコポイント事業において発行される復興支援・住宅エコポイントは、平成21年度第二次補正予算並びに平成22年度予備費及び補正予算に基づき、平成23年7月31日までに着工・着手した対象工事にポイントを発行する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」（以下、「住宅エコポイント事業」という。）において提供されている交換商品等との交換はできません。住宅エコポイント事業における提供事業者についても、復興支援・住宅エコポイント事業において提供事業者になることを希望する場合は、今回、新規にご応募ください。

## 2. 復興支援・住宅エコポイントとの交換の流れ

- 復興支援・住宅エコポイントと商品等（以下、「交換商品」という。）の交換は、復興支援・住宅エコポイントを取得した者（以下、「ポイント取得者」という。）からの交換申請を受けて、住宅エコポイント事務局（以下、「事務局」という。）から提供される商品発注データに基づき、復興支援・住宅エコポイントの交換商品を提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）がポイント取得者に対して商品を提供する形で行われます。ポイントの精算については、ポイント取得者の交換商品の受取完了後に、提供事業者から事務局に対し納品完了の報告を行い、報告を受領した事務局より、提供事業者の口座に当該交換商品の必要ポイント数に相当する金額（1点=1円換算）を入金する形で行われます。
- 交換商品との交換に当たり必要なポイント数は、提供事業者が設定することとします。ただし、別途、事務局と調整が必要となる場合があります。
- 提供事業者は、交換商品の送付等に当たり必要な配送料・手数料を含めて、商品ごとに固定の必要ポイント数を設定してください。

### **3. 募集の内容**

以下のⅠ～Ⅲの類型の交換商品を募集します。申請に必要な申請書式及び添付書類は類型ごとに定めています。

#### **I. 被災地產品提供事業者**

被災地を産地等とする第一次産業および第二次産業に係る最終流通品（農林水産物、畜産物、加工食品・飲料、鉱工業品等）（以下、「被災地產品」という。）を提供する事業者について、以下の要件①～⑨をすべて満たすものを募集します。

（注1）被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことをいいます。（別紙1参照）

（注2）産地等とは、農林産物、畜産物の場合は「生産地」、水産物の場合は「水揚地」、加工食品・飲料、鉱工業品等の場合は「最終的な製造・加工工程等を行った場所」のことをいいます。

#### **【交換商品の要件】**

① 交換商品は、すべて被災地產品であり、かつ被災地產品としての判断基準が明確であること。

（注1）被災地產品を交換商品として登録する際は、各種法令等に基づく表示に加え、産地等である市町村名や被災地產品を取り扱う事業者の情報等を確認の上、事務局に登録する必要があります。（別紙2参照）

（注2）以下に該当するものは、被災地產品の対象にはなりません。

- 産地等が被災地であるという判断基準が明確に示せないもの
- 射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼす可能性のあるもの
- 各種法令等に基づく取扱いや表示等がなされていないもの又は消費者に誤解を与える可能性が高い表現を使用しているもの
- 工業部品や原材料など、もっぱら企業間で取引され、消費者がそのまま使用することが想定されないもの
- 郵送・配送の後に取付け工事等の役務・サービスを伴うもの、ペット類や火薬類など、郵送・配送による提供に適さないもの
- その他、本事業の目的と合致しない又は申請者の利益に相反する可能性があると判断されるもの

（注3）生産・製造工程の一部が被災地において行われていることや原材料の一部が被災地で生産されたものであることなど、各商品と被災地との関連性が説明でき、かつ、被災地の地方公共団体の推薦を得たものは被災地產品の対象とします。

（注4）1交換商品当たりの必要ポイント数の上限は30万点とします。ただし、被災地の地方公共団体から推薦を得た場合、30万点超のものも対象とします。

#### **【提供事業者の要件】**

② 提供事業者は、以下の要件を満たすこと。  
・法人格を有する企業・団体であること。

- ・2以上の事業者をとりまとめて、それらの事業者から提供されるそれぞれ区別できる合計10品目以上からなる商品を被災地產品として安定的に提供できること。

(注1) 全国の消費者からの注文に対応できる数量等を確保し、そのうち3商品以上については年間を通じて提供する必要があります。

(注2) 数量や大きさ、色、呼称、味付けなどの違いのみである商品や単に組合せを変更したのみである商品は区別できる1品目とみなさない場合があります。

(注3) 提供できる商品数については制限を設ける場合があります。

- ③ 全国の消費者に対して、被災地產品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること、また、被災地產品に関する国や地方公共団体からの指示等を受けた場合、即座に対応する能力を有していること。
- ④ 被災地產品への交換に際し、交換する被災地產品の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うこと。
- ⑤ 提供する被災地產品の産地等の情報等を含めたリストについて、事務局の告知物とは別に、全国の消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載等の周知を行うことができるこ
- と。
- ⑥ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
  - (注1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っている必要があります。
  - (注2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」を締結する必要があります。
- ⑦ インターネット、電子メール、PDFファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局との復興支援・住宅エコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑧ 事業活動に伴う周知活動その他の復興支援・住宅エコポイント事業への協力ができること。
- ⑨ 交換商品の交換申請受付期間は、交換期限（平成27年1月31日を予定）までとすること。また、交換商品を提供する期間を通じて、①～⑧の要件を満たすこと。

## <申請書式等>

### ○申請書式【申請書式X】 **\*WEB上の専用申請フォームを活用してください。**

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

申請書式Xにより、記入漏れ等のないようご確認の上、ご応募ください。

### ○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式X）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

## II. 被災地商品券等（商品券・プリペイドカード・カタログギフト等）提供事業者

被災地において使用可能な被災地商品券等を提供する事業者について、以下の要件①～⑨のすべてを満たすものを募集します。

### 【交換商品の要件】

① 交換商品として提供する商品券等の使用範囲が、被災地に所在する店舗・施設に限られること。

（注1）被災地とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」のことをいいます。（別紙1参照）

（注2）被災地以外に所在する店舗・施設においても使用できる商品券等は、対象となりません。ただし、交換できる商品をI.に示す被災地産品の【交換商品の要件】を満たすものに限定する商品券等であって、交換対象となる被災地産品の選定方針及びリストを明示した上で、その商品券等の交換実績を確認できる方法とその実施体制を事業者側で整備すること等により被災地産品と確実に交換されると認められるものについては、この限りではありません。なお、不正使用防止措置等が適切に執られていることについて報告を求める場合があります。

② 交換商品として提供する商品券等については、以下ア・イの要件のいずれかを満たすこと。

ア 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第7条の登録を受けた者が発行する同法第3条第1項第1号又は第2号に規定する前払式支払手段（同法第9条第1項に規定する登録簿に登録することを要するものに限る）であること。

イ 商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、事業協同組合、商店街振興組合（それらの連合会を含む。）又はこれらに類する者（法人格のない団体を含む。）並びに中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業（以下、「中小企業等」という。）が発行する商品券等（②アに該当するものを除く。）であって、国又は被災地の地方公共団体から資金面の支援を受けているか、国又は被災地の地方公共団体からの推薦を得ていることにより、安定的な供給の確保が図られていると認められる商品券等（対価性なく発行されるいわゆるポイントカー

ド等は除く。) であること。

(注 1) 被災地観光の促進に資する次の商品券等は対象となります。ただし、国内のみで利用できるものに限ります。

- i 乗車券・乗船券・航空券（使用範囲は起点または終点が被災地に設定されているもの、または、被災地を起点として被災地の周辺地域を周遊できるものに限る。）
- ii 入場券等（法人格を有する企業・団体が対価を得て発行するものであって、使用範囲は被災地に所在する美術館、遊園地、動物園、博覧会の会場その他不特定かつ多数の者が入場する施設等に入場できるものに限る。）
- iii 旅行券等（②アの要件を満たすものであるかまたは旅行業法（昭和 27 年法律第 239 号）に基づき旅行業協会として指定された者が発行するものであって、かつ、使用範囲は起点または終点が被災地に設定されているものであるか、または被災地に 1 泊以上宿泊するものに限る。）

(注 2) 射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等にもっぱら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

(注 3) 1 交換商品当たりの必要ポイント数の上限は 30 万点とします。

(注 4) 発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

(注 5) 商品券等との交換に当たり、必要なポイント数を商品券等の額面と同額（例：1 万点/額面 1 万円）とするか、プレミアム分を含めた額面（例：1 万点/額面 1 万 1 千円）とするかなどは、各提供事業者の判断に委ねます。

### 【提供事業者の要件】

- ③ 全国の消費者に対して、商品券等を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること、また、商品券等に関する国や地方公共団体からの指示等を受けた場合、即座に対応する能力を有していること。
- ④ 商品券等への交換に際し、交換する商品券等の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことができること。
- ⑤ 提供する商品券等の有効期限や使用できる店舗等のリストについて、事務局の告知物とは別に、全国の消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB 掲載による周知を行うことができるこ
- ⑥ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
  - (注 1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っていること。
  - (注 2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」を締結する必要があります。

- ⑦ インターネット、電子メール、PDF ファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局との復興支援・住宅エコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑧ 事業活動に伴う周知活動その他の復興支援・住宅エコポイント事業への協力ができること。
- ⑨ 提供事業者は、以下のとおり交換商品を提供すること。また、交換商品を提供する期間を通じて、①～⑧の要件を満たすこと。
- ア ②アの商品券等及び被災地観光の促進に資する商品券等を提供する事業者については、交換商品の交換申請受付期間は、交換期限（平成27年1月31日を予定）までとすること。
- イ ②イの商品券等を提供する事業者については、やむを得ない事情で商品券等の提供を停止する場合には、原則として相当期間前に事務局に申告するとともに、当該商品券等の利用可能地域において提供停止に係る周知を図るとともに払い戻し等の適切な対応ができること。
- (注1) なお、プレミアム付き地域商品券など使用期間や発行額が限定される商品券等については、復興支援・住宅エコポイントとの交換が確定した後、実際の受け渡しまでに失効又は品切れとなって消費者の利益が損なわれることのないよう、短期失効又は品切れの可能性がある場合には、その旨をあらかじめ事務局及び全国の消費者に対して適切に情報提供する必要があります。

#### <申請書式等>

##### ○申請書式【申請書式Y】 **※WEB 上の専用申請フォームを活用してください。**

- ・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。
- 申請書式Yにより、記入漏れ等のないようご確認の上、ご応募ください。

##### ○添付書類【全項目必須】

- ・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。
- 申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式Y）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

### III. エコ商品提供事業者

省エネや環境に配慮した製品（以下、「エコ商品」という。）を提供し、交換を促すことで具体的な環境保全効果をもたらすとともに、エコ商品市場の育成にも寄与することを目的として、省エネや環境に対する配慮について対外的に公表する理念や基準等の方針を有し、その方針に従って自らの責任の下で選定されるエコ商品を提供し、復興支援・住宅エコポイントと交換するプラットフォーム（複数のエコ商品の提供事業者が商品を提供できる基盤）を構築・運営する事業者及びエコ商品と交換できる金券類を提供する事業者について、以下の要件①～⑨のすべてを満たすものを募集します。

## 【交換商品の要件】

① 交換商品は、すべてエコ商品であり、その選定方針が対外的に説明可能であること。また、商品の登録に当たっては、商品ごとに以下の各種環境対策の分野から該当する項目を1つ以上選択すること。

- ・省エネ・地球温暖化防止
- ・リサイクル・廃棄物対策
- ・自然保護・生物多様性保全
- ・森林の保全・緑化
- ・大気・水・土壤環境の保全
- ・化学物質対策
- ・総合環境政策（環境教育・人材育成、グリーン購入）

(注1) 以下に該当するものは、エコ商品の対象にはなりません。

- エコ商品として選定した基準や考え方が明確に示せないもの
- 射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼす可能性のあるもの
- 各種法令等に基づく取扱いや表示等がなされていないもの又は消費者に誤解を与える可能性が高い表現を使用しているもの
- 工業部品や原材料など、もっぱら企業間で取引され、消費者がそのまま使用することが想定されないもの
- 郵送・配送の後に取り付け工事等を伴うもの、ペット類や火薬類など、郵送・配送による提供に適さないもの
- その他、本事業の目的と合致しないまたは申請者の利益に相反する可能性があると判断されるもの

(注2) 家電製品・自動車等をエコ商品として提供する場合は、別途法令又は各種制度で定められた判断基準等を参照し、一定の省エネ・環境配慮性を持つ商品を選択していただく場合があります。

(注3) 1交換商品当たりの必要ポイント数の上限は30万点とします。

## 【提供方法に応じた提供事業者及び交換商品の要件】

② エコ商品の提供方法に応じて、アまたはイのいずれかの要件を満たすこと。

(注1) 提供方法（アまたはイ）により、募集要件及び応募様式が異なります。

### ア エコ商品そのものを登録する者

以下、a及びbの要件を満たすこと。

a 提供事業者は、法人格を有する企業・団体であって、環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていること。

(注1) 環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証とは、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方版環境マネジメントシステム、グリーン経営認証制度など

第三者機関が認証したものであって、応募時点において認証期間中であるものとします。また、本事業における交換商品の提供期間を通じてその認証が継続されることが必要となります。

- (注2) 提供事業者が環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていない場合、エコ商品を取り扱う全ての事業者が何らかの第三者認証を受けており、交換商品の提供期間を通じてその認証が継続されることが必要となります。
- (注3) 提供事業者又はエコ商品を取り扱う全ての事業者が環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていない場合であっても、本事業を通じて、復興支援・住宅エコポイントと交換されたエコ商品の必要ポイント数の合計100点当たり0.2点以上（1点=1円換算）を事務局が指定する環境保全活動を行う団体等（環境寄附対象団体）へ寄附（環境寄附）を行う場合は対象とします。（別紙3参照）
- b 提供事業者は、2以上の事業者をとりまとめて、それらの事業者から提供されるそれぞれ区別できる合計30品目以上からなる商品をエコ商品として提供できること。
- (注1) 全国の消費者からの注文に対応できる数量等を確保し、そのうち10商品以上については年間を通じて提供する必要があります。
- (注2) 数量や大きさ、色、呼称、味付けなどの違いのみである商品や単に組合せを変更したのみである商品等は区別できる1品目とみなさない場合があります。
- (注3) 提供できるエコ商品数については制限を設ける場合があります。

イ エコ商品をカタログ形式で交換できる金券類またはエコ商品と店頭で交換できる金券類として登録する者

以下、a～cのすべての要件を満たすこと。

- a 提供事業者は、法人格を有する企業・団体であって、環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けている事業者であるか、または環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る乗車券等を提供する事業者であること。
- (注1) 環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証とは、ISO14001、エコアクション21、KES、エコステージ、地方版環境マネジメントシステム、グリーン経営認証制度など第三者機関が認証したものであって、応募時点において認証期間中であるものとします。また、本事業における交換商品の提供期間を通じてその認証期間が継続することが必要となります。
- (注2) 提供事業者が環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていない場合、エコ商品を取り扱う全ての事業者が何らかの第三者認証を受けており、交換商品の提供期間を通じてその認証が継続されることを証明できる場合も対象とします。
- (注3) 提供事業者又はエコ商品を取り扱う全ての事業者が環境マネジメントシステムに関する何らかの第三者認証を受けていない場合であっても、本事業を通じて、復興支援・住宅エコポイントと交換されたエコ商品の必要ポイント数の合計100点当たり0.2点以上（1点=1円換算）を事務局が指定する環境保全活動を行う団体等（環境寄附対象団体）へ寄附（環境寄附）を行なう場合は対象とします。（別紙3参照）

境寄附）を行う場合は対象とします。（別紙3参照）

- b 交換商品として提供する金券類は、資金決済に関する法律（平成21年法律第59号。以下「資金決済法」という。）第7条の登録を受けた者が発行する同法第3条第1項第1号又は第2号に規定する前払式支払手段（同法第9条第1項に規定する登録簿に登録することを要するものに限る）であること。

（注1）環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る乗車券等（資金決済法第3条第4項及び同法第4条に規定する前払式支払手段も含む）は対象となります。

（注2）射幸心を煽る又は青少年の健全な育成に影響を及ぼすサービス等にもっぱら交換する商品券等である場合は、対象となりません。

（注3）対価性なく発行されるいわゆるポイントカード等については、対象となりません。

（注4）発行者自身が提供事業者として応募することが必要です。

（注5）1交換商品当たりの必要ポイント数の上限は30万点とします。

（注6）商品券等との交換に当たり、必要なポイント数を商品券等の額面と同額（例：1万点/額面1万円）とするか、プレミアム分を含めた額面（例：1万点/額面1万1千円）とするなどは、各提供事業者の判断に委ねます。

- c 交換商品として提供する金券類の使用範囲は、2以上の事業者から提供される合計30以上のエコ商品との交換に限られること。

（注1）交換できる商品をⅢ. ①に示すエコ商品の【交換商品の要件】を満たすものに限定する金券類であって、エコ商品と確実に交換されると認められるものに限ります。エコ商品と確実に交換されるためには、交換対象となるエコ商品の選定方針及びリストを明示した上で、その交換実績を確認できる方法及びその実施体制を事業者側で整備すること等が必要となります。なお、不正使用防止措置等が適切に執られていることについて報告を求める場合があります。

（注2）環境保全効果が高い鉄道、バス、船舶の利用に係る乗車券等を提供する事業者については、1事業者でも対象とします。また、提供商品数に関する要件はかかりません。

- ③ 提供するエコ商品についての仕様及び環境配慮性の判断根拠等の情報を含めた商品リストについて、事務局の告知物とは別に、全国の消費者の求めに応じて配布するとともに、当該リストのWEB掲載による周知を行うことができること。

- ④ 全国の消費者に対して、エコ商品を迅速かつ確実に提供できる能力を有していること。また、エコ商品に関する国や地方公共団体からの指示等を受けた場合、即座に対応する能力を有していること。

- ⑤ エコ商品への交換に際し、交換するエコ商品の受注情報や送付先管理、納品・受領確認等の事務を適切に行うことできること。

- ⑥ 個人情報保護に係る考え方・方針の整備、安全管理・責任体制の確保その他個人情報保護のための体制が整っていること。
- (注1) 自らは交換事務において個人情報を取り扱わない場合は、当該事務に係る個人情報を取り扱う委託先事業者等に上記の体制が整っている必要があります。
- (注2) 提供事業者として選定された際は、事務局の定める「個人情報保護に関する契約書」を締結する必要があります。
- ⑦ インターネット、電子メール、PDFファイルの閲覧などが可能なパソコン環境と能力を有するなど、事務局との復興支援・住宅エコポイント交換業務に際し、ポータルサイト上での事業者・商品の登録、交換申請データの授受から請求データ登録等の方法に対応するために必要な環境を用意できること。
- ⑧ 事業活動に伴う周知活動その他の復興支援・住宅エコポイント事業への協力ができること。
- ⑨ 交換商品の申請受付期間は、交換期限（平成27年1月31日を予定）までとすること。また、交換商品の提供期間を通じて、①～⑧の要件を満たすこと。

#### <申請書式等>

##### ○申請書式【申請書式V】【申請書式W】 ※WEB上の専用申請フォームを活用してください。

・「申請書式」は全シート、すべての情報が必須項目です。

該当する申請書式により、記入漏れ等のないようご確認の上、ご応募ください。

##### ○添付書類【全項目必須】

・添付書類は、応募内容が募集要件を満たしていることを確認するためのものです。

###### 【ア エコ商品そのものを登録する者】

→申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式V）」を必ずご確認の上、ご提出ください。

###### 【イ エコ商品をカタログ形式で交換できる金券類 又は エコ商品と店頭で交換できる金券類として登録する者】

→申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート（申請書式W）」を必ず確認の上、ご提出ください。

#### **4. 募集期間等**

##### **(1) 募集期間**

**平成24年1月20日（金）～2月10日（金）**

※郵送による提出及び電子メールでの送付は、2月10日（金）必着です。

※申請書類の提出期限は、厳守でお願いいたします。

※提出期限を過ぎての書類の提出は一切受けられませんのでご注意ください。

##### **(2) 申請書類の提出方法・提出先**

- 申請書式等は、各様式をダウンロードした上で電子データとして作成し、所定の方法で以下の提出先あてに送付してください。
- 申請書式等は、郵送による提出（2部）と電子メールでの同申請書データの送付を必須とします。必ず郵送及び電子メール両方のご提出をお願いします。
- 申請書式等を郵送する際は、必要となる添付書類を必ず同封してください。

※添付が必要な資料については、申請書式の「応募にかかる必要書類チェックシート」を必ずご確認ください。

提出先： 住宅エコポイント事務局  
復興支援商品・エコ商品等 募集担当 あて  
住 所： 〒100-8799 郵便事業株式会社 銀座支店留

##### **電子メールアドレス**

- 被災地產品・商品券等 募集専用（申請書式XおよびYの場合）  
(メールアドレスはすでに使用不可となっております。)
- エコ商品 募集専用（申請書式VおよびWの場合）  
(メールアドレスはすでに使用不可となっております。)

（注1）申請書提出の際は、必ず記入済みのチェックシートも添付してください。

（注2）電子メールで送付いただく申請書電子データには押印する必要はありません。

（注3）電子メールで送付する際のメールの件名及び申請書電子データのタイトルは、  
「(復興第2次申請) AAAA」（Aは事業者名）としてください。

（注4）郵送による提出は書留郵便等の配達の記録が残る方法に限ります。

（注5）郵送時の提出部数は、各書類につき2部ずつです。

（注6）郵送する書類（添付書類含む）は、事務処理の都合上、片面印刷（コピー）でお願いします。

### (3) 問い合わせ先

住宅エコポイント事務局

**ホームページ** (ホームページはすでに閉鎖されています。)

**電話**

それぞれ受付時間は9時～17時、土日祝日も含みます。

- ・被災地産品・商品券等 募集専用

**0570-550-262 (有料)**

(IP電話・PHSからのお問い合わせ先：03-4334-9529)

- ・エコ商品 募集専用

**0570-666-122 (有料)**

(IP電話・PHSからのお問い合わせ先：03-4334-9258)

ご応募いただいた交換商品及び提供事業者については、所要の書面審査等を経た後、事務局に設置された第三者委員会に諮り、本事業の趣旨に鑑み評価を行った上で決定する予定です。

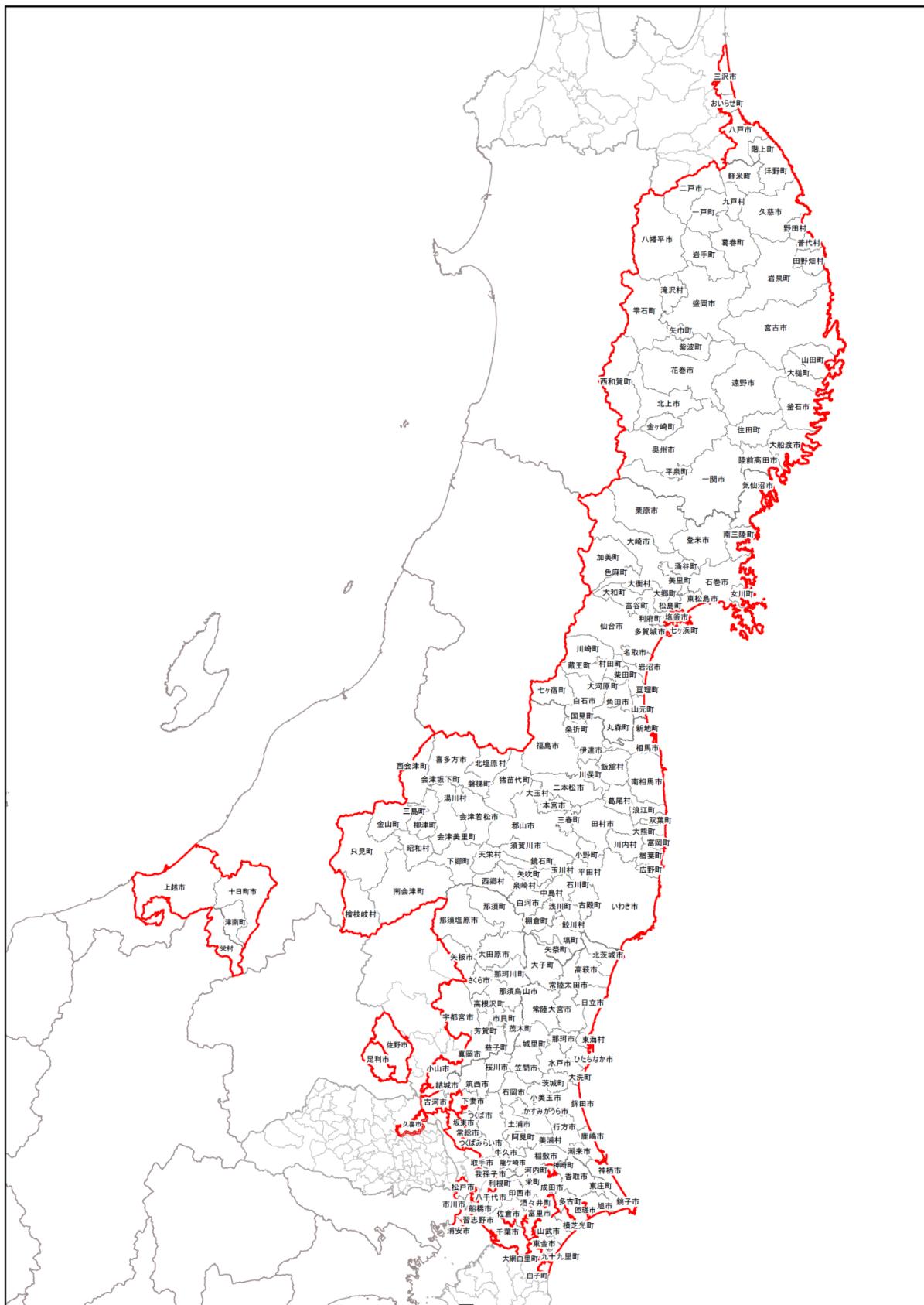
なお、復興支援・住宅エコポイント事業の提供事業者として選定された場合の選定後の登録手続・スケジュール等については、別紙4をご参照ください。

## 特定被災区域（10県220市町村）

平成23年9月26日時点

青森県	八戸市 三沢市 上北郡おいらせ町 三戸郡階上町
岩手県 (全域)	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ヶ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畠村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県 (全域)	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 宜理郡宜理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県 (全域)	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塙原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県 <small>守谷市 結城郡 八千代町 猿島郡境町 同郡五霞町 を除いた地域</small>	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉢田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 成田市 佐倉市 東金市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

(注) 平成23年9月26日 岩手県一関市と東磐井郡藤沢町が合併し、岩手県一関市となりました。



「特定被災区域」につきましては、内閣府ホームページ  
(<http://www.bousai.go.jp/2011jyosei/sikuchyouson.pdf>) に掲載されています。

## 被災地產品の例示等について

大分類	小分類	具体例	産地等の表示
食料品	農産物・米類	米、穀物、野菜、くだもの、きのこ 等	生産地 (市町村)
	水産物	魚介類（養殖を含む）、海藻類 等	水揚地 (水揚港の属する市町村)
	畜産物	肉類、卵 等	生産地 (主たる飼養地が属する市町村)
	加工食品	農林水産加工物、パン・菓子類、インスタント食品、冷凍食品、調味料 等	最終的な製造又は加工工程等 を行った場所 (市町村)
	飲料	清涼飲料水、乳飲料 等	
	酒類	発泡性（ビール等）、醸造（日本酒等）、蒸留（ウイスキー等）、混成（リキュール他） 等	
家庭用品	衣類	衣料品、くつ 等	最終的な製造又は加工工程等 を行った場所 (市町村)
	インテリア	家具、カーテン 等	
	生活雑貨	キッチン・バス用品 等	
	工芸品	伝統工芸品、特産品 等	
	その他	上記以外に家庭で一般的に使用されるもの	

## 復興支援・住宅エコポイント事業における提供事業者が行う環境寄附について

復興支援・住宅エコポイント事業（以下、「本事業」という）において交換商品を提供する事業者（以下、「提供事業者」という。）が行う環境寄附については、本事業における環境寄附の対象となる団体（以下、「環境寄附対象団体」という。）に寄附していただく予定です。

### （1）環境寄附対象団体について

環境寄附対象団体とは、環境寄附の対象として一定の要件を満たすものとして事務局に登録された団体のことをいいます。本事業における環境寄附対象団体については、住宅エコポイント事業において選定されている環境寄附対象団体を対象とするほか、平成24年1月20日（金）から2月10日（金）までの間、新規団体の募集を実施します。

#### （参考）復興支援・住宅エコポイント事業の環境寄附対象団体の要件

##### A 一般寄附

###### ① 環境保全活動を行う団体に係る要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ア 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ 中間支援団体（※）にあっては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

※中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

##### 【活動ジャンル例】

- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・地球温暖化防止      | ・リサイクル・廃棄物対策 |
| ・自然保護・生物多様性保全 | ・森林の保全・緑化    |
| ・大気・水・土壤環境の保全 | ・化学物質対策      |
| ・環境教育・人材育成    | ・グリーン購入      |

ウ 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体（※）であること。

※これに準ずる団体：以下を整備していること。

－一定款・寄附行為に準ずる規約

－役員名簿

－決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点）

－事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）

エ 団体としての活動実績が2年以上あること。

オ 平成22年度及び平成23年度の決算額（又は予定額）を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

###### ② 助成又はトラスト活動等を行う団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体又は自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体であって、以下の要件を満たすこと。

- ア 助成団体は①ア及びイを満たす団体に対して助成を行っていること。
- イ 単一の企業の設立によるものでないこと。
- ウ 助成又はトラスト団体としての活動実績が3年以上あること。
- エ 客観的な基準及び方法により、助成対象団体又はトラスト実施地を選定していること。
- オ 平成21年度及び平成22年度の決算額並びに平成23年度の決算額（又は予定額）を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が30万円以上であること。

③ ①②の団体に共通に求められる要件

- ア 事務局からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。
- イ 団体としてのホームページを有し、活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附を行う提供事業者に報告を行うこと。
- ウ 特定の政治的又は宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。
- エ 健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B カーボン・オフセットなどの事業・プロジェクト

以下の要件を満たす活動を実施し、又は当該活動に資金を提供していること。

- ア 温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。
- イ 国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。

(注) 原則として、専ら国外で行うプロジェクトについては対象外とする。

- ウ 活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附を行う提供事業者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・中小企業等におけるボイラーアップ、照明機器の更新などの省エネルギー対策

(2) 環境寄附対象団体への寄附方法について

以下のいずれかから選択されるよう後日依頼する予定です。

- ア 環境寄附対象団体のうち、個別の団体を選択して寄附
- イ すべての環境寄附対象団体に均等配分して寄附

(3) 環境寄附の実施時期等について

環境寄附の実施時期等については、以下のとおり行う予定です。

- ・提供事業者が行う寄付額については、毎年度末締めで、当該事業があらかじめ申告した寄附

率を、当該交換商品に交換されたポイント数の総量に乗じて算出した結果を、事務局にて確認します。

- ・すべての環境寄附対象団体に均等配分して寄附する場合は、事務局が各提供事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。
- ・環境寄附対象団体のうち、個別の団体を指定して寄附する場合には、提供事業者から各団体へ直接寄附を行い、結果を事務局に報告する。

## 復興支援・住宅エコポイント事業において選定された提供事業者における留意事項

今回の募集・選定後、平成24年4月上旬を目処に商品交換を開始する予定です。

このため、復興支援・住宅エコポイント事業における交換商品の提供事業者として選定された事業者には、非常に短い期間で交換開始に必要な手続きを行っていただくことが想定されますので、予めご理解をお願いいたします。

また、交換商品等については、第三者委員会の意見を踏まえて検討を進めていくため、内容を変更させていただく場合があります。

### (1) 復興支援・住宅エコポイントの交換業務について

- ・提供事業者には、事務局が定める「交換商品提供事業者マニュアル」に則って交換業務を行っていただく必要があります。
- ・復興支援・住宅エコポイント事業でお渡しする商品発注データには個人情報が含まれます。提供事業者として選定された場合は、その扱いについても厳密な運用を求められますので、「個人情報保護に関する契約書」を取り交わすことが必要となります。個人情報保護契約の締結が成立するまでは、商品の発注データはお渡しできませんのでご理解ください。

### (2) 交換商品提供事業者の登録手続

- ・提供事業者には、事務局より「交換業務ポータルサイト」の【URL】、【ID】及び【パスワード】を電子メールにて発行いたします。サイトにアクセスの上、必要情報を全て入力していただきます。入力完了後、「交換商品提供事業者登録申請書」をダウンロードし、登録手続をしていただきます。
- ・また、事務局との間で、「交換商品に関する取り決め書」及び「個人情報保護に関する契約書」を取り交わしていただきます。

### (3) 交換商品の登録手続について

- ・交換商品の登録は、「交換業務ポータルサイト」から行っていただきます。
- ・提供事業者として選定された後、速やかに復興支援・住宅エコポイント「交換商品カタログ」への掲載に必要な情報を確定し、事務局へ提供していただきます。
- ・また、応募時に提出された「交換商品全商品リスト」の情報に基づき、ポータルサイト上で速やかに交換商品（全提供商品）に関する情報を確定していただきます。
- ・事務局は、登録された交換商品の内容が復興支援・住宅エコポイント事業の趣旨及び募集要件に即したものであるかの確認を行います。その結果、復興支援・住宅エコポイント事業の趣旨及び募集要件に反する交換商品と判断された場合、その交換商品の削除または内容の変更等に協力していただきます。
- ・事務局は、各提供事業者から提供された交換商品情報を取りまとめ、公表しますので、提供事業者は事務局が案内する手続きに協力してください。

（印刷した商品リストの備え置きやWEB上のリンクなど）